

物 品 購 入 契 約 約 款

- 第1条 乙は、契約物品を納入したときは、すみやかにその旨を甲に通知し、甲はその通知を受けたときは、乙を立会人とし直ちに物品の検収を行うものとする。
- 2 乙は、立合い検収の結果、甲から不合格の通知を受けたときは、遅滞なくこれを引き取り、不合格となった箇所を整備調整し、再度立合い検収を求めなければならない。
- 第2条 契約物品の所有権は、甲の検収に合格したときを以て、乙から甲に移るものとする。
- 第3条 保証期間は、完成建設機械の納入後1年とする。ただし、製造会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合は、それを適用する。納入後保証期間内において、製作上の欠陥とみなされる故障については、乙の負担により、修理改善もしくは別の機械と交換しなければならない。また、設計製作の欠陥に起因する重大な故障が発生した場合は、上記期間経過後であっても、乙の無償修理を原則とする。
- 第4条 甲は、前条による故障発生の場合、乙のサービス工場または乙の指定する工場において修理させるものとする。
- 2 甲の操作ならびに取扱い不十分なために生じた故障については、たとえ保証期間中であっても、乙はその責めを負わないものとする。
- 第5条 契約物品の代金は、所有権移転後、乙の請求により所定の手続きを経て30日以内に支払う。
- 第6条 乙は天災地変その他乙の責めに帰しがたい理由により、納期限内に契約物品を納入することができないときは、乙はその理由を記し、納期限内に納期の延期願書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は前項による納期の延期願いを受理したときは、その理由を審査し、延長することができる。
- 第7条 乙の責めに帰すべき理由により、納入期限内に物品を納入することができない場合において、期限後に納入の見込みのあるときは、甲は、乙に対し期限を定めてその履行を催告するとともに遅延賠償金を徴収するものとする。
- 2 前項の遅延賠償金は、遅延日数1日につき、本契約金額の1,000分の3とする。

第8条 次の各号の一に該当するとき、又はこの契約の各条項に違反したときは、甲は契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、納期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 第2条第1項の検収の結果不合格となった契約物品を、相当期間にわたり、乙が引き取らないとき。
- (3) 第2条第2項による検収の結果再度不合格となったとき。
- (4) 乙が甲の承認を得ないで、この契約の履行を第三者に委任し請け負わせ、又は債券を譲渡したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

第9条 この契約に関して、甲と乙との間に意見の相違が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。